

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	ただ今より第231回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の宮内委員と和気地区の渡部泰明委員のお二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、堀江地区の井上徹郎推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号の9件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。 事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主幹	それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。 令和5年1月26日～令和5年2月25日までに専決処理した案件は4条届出が5件、5条届出が17件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第3号を御報告いたします。 1番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償を支払うとしております。 2番、本件は、農地法により平成17年12月7日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償を無いとしております。

伊賀上大輔副主幹	3 番、本件は、農地法により、平成 20 年 5 月 9 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が前回総会の 5 条許可に基づき譲渡するとしております。 離作補償は無いとしております。 4 番、本件は、残存小作でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者に貸すとしております。 離作補償は無いとしております。 5 番、本件は、農地法により平成 24 年 11 月 9 日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。 離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 4 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題とします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。 8 番の案件は、道後地区の烏谷委員の親族の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席されたということで、議事に参加されないようお願いします それでは、事務局から説明をいたします。

伊賀上大輔副主幹	恐れ入ります。議案書の訂正をお願いします。 議案書 7 ページです。番号 3 番の譲受人の山田眞一さんのお名前の一の字が正しくは市場の市でございましたので訂正をお願いいたします。 それでは、御説明いたします。 お手元に審査基準 1 号～ 7 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、併せて御覧ください。 1 番、2 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 36 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 3 番、譲受人は、農地約 155 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 4 番、譲受人は、農地約 94 アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地解放により申請地を譲り受け、農業に精進するものでございます。 5 番、譲受人は、農地約 708 アールを耕作する農業適格法人でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 6 番、7 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。 譲受人は、農地約 167 アールを耕作する社会福祉法人でございます。 この度、障がい者福祉サービス事業の一環として、就農継続支援 A 型事業で利用するため、耕作便利な申請地を取得し、花卉栽培による事業の拡大を図るものでございます。 なお、本案件は、許可にあたり、不許可の例外規定が適用される案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 8 番、譲受人は、農地約 127 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借り受け、農業に精進するものでございます。 9 番、譲受人は、新規農業者でございます。 この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 10 番、譲受人は、農地約 58 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 111 アールを耕作する農家でございます。
----------	---

伊賀上大輔副主幹	この度、小作地解放により申請地を譲り受け、農業に精進するものでございます。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。 それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 不許可の例外に該当する案件が、6番と7番の併用案件で、新規農業の案件が、9番の1件であります。 6番と7番の案件は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。
平岡量二委員	それでは、御説明いたします。 本件譲受人は、久谷地区の社会福祉法人であります。 今般、既存の耕作地の近くにある申請地を購入し、花卉栽培を行うということです。 また、本件譲受人は社会福祉法人であり、不許可の例外規定に該当することから了承いたしましたので、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	次に、9番の案件は、所在地が堀江地区でありますので、井上徹郎推進委員から説明をお願いします。
井上徹郎推進委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、堀江地区の農地を譲り受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	ありがとうございました。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。 事務局から説明をいたします。
船草康司副主幹	それでは、御説明いたします。 1番、本件受人は、産業廃棄物の収集運搬、処理並びに再生等の事業を主な業務とする法人であります。 近年、業績の向上に伴い、土木資材・収集運搬する廃棄物の量・種類も増え、運搬車両の運行機会も増加し、車両の大型化を進めている中で、既存の駐車場が手狭で、道路幅員も狭く何かと業務に支障をきたしていることから、今般、県道の隣接し車両の出入りに最適な本申請地を取得し、運搬車両・大型車両の露天駐車場として利用したいとしております。 本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。 本申請地の農地区分は、伊予鉄余戸駅よりおおむね300m以内に位置することから第3種農地と判断されます。 以上でございます。

寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 1 番の案件は、1,000 平米を超える案件で、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いいたします。
平岡量二委員	それでは、御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に産業廃棄物の収集運搬、解体工事、土木工事を行っている会社です。この度、収集運搬する量が増加して運行機会も増えたことで、運搬車両の大型化を進めていますが、既存の駐車場への道路幅員が狭く、大型車の出入に支障をきたしていることから、本申請地を取得し、露天駐車場として利用したいとして申請に及んだものであります。 施工後の維持管理や被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたしました。 本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	事務局並びに、地元委員の説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第 6 号、「令和 4 年度 第 12 号農用地利用集積計画」について議題とします。 それでは、事務局から説明をいたします。

住 田 英 俊 主 幹	それでは、御説明します。 本日の案件 27 件の内、使用貸借権の設定は 30 筆、賃借権が 14 筆、所有権移転が 12 筆で、設定総面積は 5 万 4,163 平方メートルです。 その内訳は、新規が 6 筆、更新が 38 筆、売買が 10 筆、贈与が 2 筆となっています。 番号 10 の譲受人は、約 281 アールを耕作する農業者で、中間管理一括方式にて新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 14 の譲受人は、約 167 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 21 の譲受人は、約 1,392 アールを耕作する農業協同組合で、新たに使用貸借権を設定し、さらなる組合員の農業の経営及び技術の向上に取組としています。 番号 23 の譲受人は、約 154 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 24 の譲受人は、約 67 アールを耕作する農業者で、畑を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 25 の譲受人は、約 87 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 26 の譲受人は、約 259 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 27 の譲受人は、約 109 アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和 5 年 3 月 16 日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしく申し上げます。
寺 井 克 之 会 長	議案第 6 号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議題といたします。 本件について、事務局から説明をいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第7号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第8号、「贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について」議題といたします。 本件について、事務局から説明をいたします。
住田英俊主幹	それでは、御説明いたします。 贈与者が生前に、推定相続人の一人である後継者に農地を一括して贈与し、その後継者が贈与を受けた農地で農業経営を継続する場合に限り、租税特別措置法施行令第40条の6第1項及び第6項各号の規定により、贈与税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。 この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1の申請地14筆は、第227回総会で、譲り渡し理由を後継者一括贈与として農地法3条が許可となったものです。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第8号につきまして、事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。

寺 井 克 之 会 長	事務局から説明をいたします。
伊賀上大輔副主席	それでは、御報告いたします。 令和5年1月26日～令和5年2月25日までに専決処理した案件は22件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	事務局から説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案9件の審議は、全て終了いたしました。 次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。
住 田 英 俊 主 幹	来年度の委員改選に伴う募集要項につきまして、皆様のお手元に要項等一式をお配りしております。なお、募集は4月1日からとなります。 それでは、次回の総会の日程についてです。 来月の第232回総会は、4月10日月曜日の午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。 よろしくお願いいたします。 連絡事項は、以上です。

寺井克之会長	以上をもちまして、 本日の第231回総会を閉会します。
渡部純三局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。 午前10時57分閉会